

平成 27 年 9 月 30 日

内閣府消費者委員会事務局 中間取りまとめ等意見受付担当 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
会 長 青 山 侑
理事長 和 田 寿 昭
〒102-0085 東京都千代田区六番町 1 5
プラザエフ 6 階

消費者委員会 消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第 13 条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

消費者委員会消費者契約法専門調査会における、消費者契約法の改正に向けた審議の「中間取りまとめ」に関し、下記のとおり意見を述べます。

記

第 2 総則

1. 「消費者」概念の在り方（法第 2 条第 1 項） P 4～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| ウ 以上を踏まえ、「消費者」概念の在り方については、法の適用の前提となるものであり、その範囲を明確に定める必要がある中で、問題となる場合においても、基本的には、法の適切な解釈・適用により相応に対処できるものと考えられる。他方で、実質的には消費者の集合体にすぎない団体と事業者との間の契約のうち、現行法を形式的に適用すると事業者間契約となるが、実質的には消費者契約とみるべき場合に関しては、法を適用することを可能とする観点から、法を改正して「消費者」概念を拡張することも考えられる。この点については、明確な基準が設定できるかどうかを含めて引き続き検討すべきである。なお、裁判例を逐条解説等で紹介するなど、法の適切な解釈・適用に資する取組 | 【意見】 本文中に示された「消費者」概念の①～⑤の種類のうち、 ○①～③については、「消費者」と扱われることを最終とりまとめにおいて明確にした上で、消費者庁の解釈が記載されている逐条解説等も改めてください。 ○④については、実質的に消費者契約とみるべき場合に関しては「消費者」概念が適用されるよう、消費者契約法の改正を行ってください。 ○⑤については、「慎重に検討すべき」との取扱いに賛成します。 【理由】 ○①～③は「法の適切な解釈・適用により相応に対処できると考えられる。」とされてい |

| | |
|----------------------|---|
| <p>を進めることも重要である。</p> | <p>ます。法解釈の明確化という観点から、「消費者」概念が適用される類型であることを最終とりまとめにおいて明確にし、消費者庁の解釈が記載されている逐条解説等も改めてください。</p> <p>○④については、大学のスポーツクラブチームの宿泊契約について、消費者契約法の適用を肯定した裁判例があります。実質的には消費者の集合体の集まりに過ぎない団体と事業者間の契約については、「消費者」概念が適用されるよう、消費者契約法の改正を行ってください。</p> <p>○⑤については、実質的に消費者と大差のない小規模事業者に「消費者」概念が準用される必要があると思いますので、今後の課題として、事例の収集を行ってください。</p> |
|----------------------|---|

2. 情報提供義務（法第3条第1項） P 5～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ 以上を踏まえ、情報提供義務違反の効果として損害賠償を定めることについては、消費者契約一般に通用する情報提供義務の発生要件の在り方について、慎重に検討する必要があります。まずは、一定の事項の不告知による意思表示の取消しの規律を検討した上で、必要に応じ、更に情報提供義務違反の効果を損害賠償と定める規定を設けるべきかどうかを検討することが適当である。</p> | <p>【意見】 情報提供義務違反の効果を「意思表示の取消し」と「損害賠償」に分け、 ○「意思表示の取消し」については、「不利益事実の不告知の論点（不告知型）」（第3の3）にて検討することに賛成します。（※本論点の意見は、第3の3で述べます。） ○「損害賠償」については、情報提供義務を法的義務とした上で、引き続き検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○情報提供義務違反の効果については、「意思表示の取消し」とともに「損害賠償」の規律を設けることでの検討が必要です。事案に応じた柔軟な解決をはかるために、「損害賠償」についての引き続きの検討を求めます。</p> |

3. 契約条項の平易明確化義務（法第3条第1項） P 7

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ 以上を踏まえ、契約条項の内容が不明確であり、その意味を確定することができない場合について、契約条項の解釈に関する条項使用者不利の原則を検討することが考えられる。よって、契約条項の平易明確化義務に</p> | <p>【意見】 ○「契約条項の平易明確化」を、「条項使用者不利の原則」（第5の1）で検討することに賛成します。（※本論点の意見は第5の1で述べます。）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>については、条項使用者不利の原則をどのように具体的に規律するかといった点を中心に、後述の第5の1. 条項使用者不利の原則の論点において、検討することとする。</p> | <p>○今後の課題として、「契約条項の平易明確化」を法的義務とすることの検討を求めます。</p> <p>【理由】</p> <p>○当機構の約款検討時において、法律の専門家が一読しても、その意味するところが不明確である契約書が多いのが実情です。</p> <p>「契約条項の平易明確化」は、契約締結にあたって消費者の意思決定のために重要です。また、万が一、契約締結後に紛争になった場合でも、その解決を容易にします。「契約条項の平易明確化」は、消費者と事業者の双方にメリットがあります。</p> |
|---|---|

4. 消費者の努力義務（法第3条第2項）

P 7～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| <p>ウ 以上を踏まえ、法第3条第2項については、現時点では、同項の規定を削除しないこととするのが適当である。</p> | <p>【意見】</p> <p>○消費者の努力義務を削除しないとの方向性に反対です。削除すべきです。</p> <p>【理由】</p> <p>○消費者保護の法律である消費者契約法に消費者の努力義務が規定してあることについては、立法目的との関係で疑問を感じます。</p> <p>消費者契約法は、事業者と消費者の具体的権利義務関係を規定する法律です。また、努力義務規定とはいえ、当該規定の趣旨を理由に消費者側に過失相殺（2割）を認めた裁判例（大津地方裁判所 平成15年10月3日判決、消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書裁判例【141】）があることを踏まえると、消費者契約法の制定時の趣旨を超えて解釈される余地がありますので、削除を求めます。</p> |

第3 契約締結過程

1. 「勧誘」要件の在り方（法第4条第1項、第2項、第3項）

P 9～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| <p>ウ 事業者が、当該事業者と消費者との間のある特定の取引を誘引する目的をもってした行為については、それが不特定の者を対象としたものであっても、それを受け取った消費者との関係では、個別の契約を締結する</p> | <p>【意見】</p> <p>○現在の「勧誘」要件を改め、「不特定多数向けであっても、事業者が特定の取引を誘引する目的で行ったと客観的に判断されるとき」とする旨の方向性に賛成します。</p> |

意思の形成に向けられたものと評価することができると考えられる。そこで、事業者が、当該事業者との特定の取引を誘引する目的をもってする行為をしたと客観的に判断される場合、そこに重要事項についての不実告知等があり、これにより消費者が誤認をしたときは、意思表示の取消しの規律を適用することが考えられるが、適用対象となる行為の範囲については、事業者に与える影響等も踏まえ、引き続き検討すべきである。

○適用範囲については、不特定の者に向けた広告等も対象とすることでの検討を求めます。

【理由】

○消費生活相談事例等の現場では、パンフレット、インターネットの不特定多数向けの広告や表示に掲載された内容を信じて契約するトラブル事例が多数あるときいています。○数年前、通信事業者がスマートフォンのLTEの人口カバー率についてカタログやWEBサイトで不当表示を行い、消費者庁から措置命令を受けたことがありました。その後、当該表示を信じて契約を締結した消費者が契約の取消しを求めたものの、事業者がなかなか応じないというトラブルがありました。不特定の者に向けられた広告を消費者が誤認して契約締結に至る事案、取消を認めることが相当な事案は現に存在していますので、適用範囲に広告等を含めることが必要です。

○また、本論点の検討時には、「広告等を含めるとしても、契約当事者である事業者が不適切な情報提供の主体でない場合には責任を負うとすべきではない」旨の意見があったようですが、消費者にとって、契約当事者である事業者が広告等の内容に責任を持ちえないからといって、契約の取消しを認められないのは不合理です。消費者から契約の取消しの申し出があった場合、事業者には返金義務が発生するでしょうが、当該事業者は、広告等の内容に責任を有するメーカー等に、消費者への返金額等の損害賠償を求めれば足りると思います。

2. 断定的判断の提供（法第4条第1項第2号） P11～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| <p>ウ 裁判例や消費生活相談事例において、財産上の利得に影響しない事項が問題となる典型的な事例は、①瘦身効果や成績の向上その他の商品・役務の客観的な効果・効能が問題となるものであるが、これは現行法上の不実告知として捉えられる場合もあると考えられる。また、②運命・運勢などの客観的で</p> | <p>【意見】 ○①「瘦身効果や成績の向上その他の商品・役務の客観的な効果・効能が問題となるもの」の断定的判断の提供について、「現行法上の不実告知として捉える」との整理に賛成しますが、最終とりまとめにおいてその解釈を明示するとともに、消費者庁の解釈が記載</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ない効果・効能が問題となる事例については、消費者の心理状態を利用して不必要な契約を締結させた場合に問題となることが多いことから、まずは、後述の第3の5において、そうした場合に対処することができる規定を設けることを検討することとするのが適当である。その上で、それでもなお財産上の利得に影響しない事項や「将来における変動」が問題とならない事項についても対象にする必要があると考えられる場合には、その方策を検討すべきである。なお、その際には、立法的な措置のほか、現行法の文言を維持した上で、断定的判断の提供の対象が必ずしも財産上の利得に影響を及ぼす事項に限定されるわけではないことを逐条解説等に適切に記載することも考えられる。</p> | <p>されている逐条解説等を改めることを求めます。</p> <p>○「②運命・運勢などの客観的でない効果・効能が問題となる事例」について、「不当勧誘行為に関するその他の類型」（第3の5）にて対処することができる規定を設ける旨の整理に賛成します。（※本論点の意見は第3の5（3）で述べます。）</p> <p>○上記2つの方向性での検討をもってしても対応できない事案があります。断定的判断の提供の対象が必ずしも財産上の利得に影響を及ぼす事項に限定されるわけではないことを最終とりまとめにおいて明示するとともに、逐条解説等に適切に記載することを求めます。</p> <p>【理由】</p> <p>○①については、これまで、消費生活相談の現場では、断定的判断の提供として捉え対応することが多かったと思いますので、今後の相談処理に資するためにも、不実告知で捉えることができる旨を最終とりまとめにおいて明示するとともに、消費者庁の解釈が記載されている逐条解説等を改めてください。</p> <p>○当機構の取り扱い事案に、「会員になれば保証人を紹介する」との断定的判断の提供を受けて契約を締結したものの、なかなか保証人が紹介されなかったり、紹介された人が保証人として認められなかったりという事案がありました。本事案のように、債務不履行とまでは判断できない状況でも、履行遅延などがあって履行が不確実ではないかと考えられる場合は、上記①②では対応しきれません。財産上の利得に影響を及ぼす事項等に限定されるわけではない旨を最終とりまとめにおいて明示するとともに、消費者庁の解釈が記載されている逐条解説等を改めてください。</p> |
|---|--|

3. 不利益事実の不告知（法第4条第2項） P 12～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--------------------------|
| <p>ウ そこで、裁判例の状況を踏まえ、不実告知型と不告知型とに類型化して検討するのが適当である。</p> | <p>○左記での検討の方向性に賛成です。</p> |

(1) 不実告知型 P 13～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ 不実告知型については、先行行為として告げた利益と告げなかった不利益事実とは表裏一体で一つの事実と見ることができることからすると、利益となる旨だけを告げることは、不利益事実が存在しないと告げることと同じであると考えることができる。そこで、不実告知（法第4条第1項第1号）と同視して取り扱うこととし、不実告知において事業者の主観的要件を要求していないこととの均衡から、故意要件を削除するのが適当である。また、事業者の免責事由（法第4条第2項ただし書）に相当する規定を設けるかどうかについては、引き続き検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○先行要件を維持した上で、不実告知の故意要件を削除するとの方向性に賛成です。 ○事業者の免責規定を設けない方向性での引き続きの検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○不利益事実の不告知は、事業者が消費者に対して利益となる旨だけを告げることによって消費者に不利益事実は存在しないと思わせる行為であり、事業者の不作为による不実告知と言えます。現行の消費者契約法においても不実告知の場合には故意を要求されていないこととのバランスを考えれば、故意要件は不要だと考えます。実務上、故意要件があるゆえに、現行の規定は非常に使いづらい規定になっています。 ○現行の不実告知規定に事業者の免責規定がない以上、不要と思います。</p> |

(2) 不告知型 P 14～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|---|
| <p>ウ 不利益事実の不告知のうち、不告知型については、裁判例や特定商取引法の類例を踏まえ、事業者の予測可能性を確保するため、不告知が許されない事実の範囲を適切に画した上で、先行行為要件を削除することが考えられる。この場合、仮に不実告知及び不実告知型の不利益事実の不告知との関係で「重要事項」の概念（法第4条第4項）を拡張するとしても、不告知型との関係ではこれを拡張しないこととする等、不告知が許されない事実の範囲について、引き続き実例を踏まえ検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○先行要件を削除し、故意の不利益事実の不告知とするとの方向性に賛成ですが、故意に重過失も加えてください。 ○不告知が許されない事実の範囲を、現行の「重要事項」とするとの方向性での引き続きの検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○事業者の故意・重過失による不告知があっても、先行行為が立証できないことにより取消しが認められないというのは、事業者を不当に利する反面、被害者である消費者には酷な結果をもたらすものであり、バランスが悪いと言わざるを得ません。また、実務上、先行要件があるために、現行の規定は、非常に使いづらい規定になっています。 ○後述の「重要事項」（第3の4）では拡張の論点整理がなされていますが、追加が検討されている「消費者が当該消費者契約の締結</p> |

| | |
|--|---|
| | を必要とする事情に関する事項」は、特定商取引法の故意の不利益事実の不告知においても取消し事由に含まれていないこととの整合性をとる意味においては、本論点における「重要事項」の適用範囲を現行のものとすることでの引き続きの検討に賛成します。 |
|--|---|

4. 「重要事項」(法第4条第4項) P15～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| <p>ウ 「重要事項」の適用範囲を明確にしつつ、かつ、裁判例の状況及び特定商取引法の規定を踏まえ、「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を現行法第4条第4項所定の事由に追加して列挙することで、事業者が消費者に対して契約を締結する必要があると誤認させるような不実告知等を行う場合も契約の取消しを可能にすることが適当と考えられる。さらに、当該消費者契約の締結が消費者に有利であることを裏付ける事情(例えば、事業者が消費者に一般市場価格は購入価格よりも大幅に高いことを説明した事例における一般市場価格などが想定される。)や、当該消費者契約の締結に伴い消費者に生じる危険に関する事項等を列挙することのほか、列挙事由を例示として位置付けることも考えられるところであり、引き続き検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○現行の重要事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加するとの方向性に賛成です。 ○「当該消費者契約の締結が消費者に有利であることを裏付ける事情」等を追加列挙事由とする方向性での引き続きの検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○契約締結に至った動機に関する事項に不実告知等があったことにより契約締結に至り、トラブルに発展するケースは多いと思います。</p> <p>既に、特定商取引法においては「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」が不実告知の取消し事由とされていますので、追加事由とすることに、特段、問題はないと思います。</p> |

5. 不当勧誘行為に関するその他の類型

(1) 困惑類型の追加 P17～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ ①執拗な電話勧誘については、自宅や勤務先といった生活・就労の拠点で電話による勧誘を受け続けることは、現行法で取消事由とされている不除去又は監禁と同様に、当該勧誘から逃れるためにやむなく消費者が契約を締結したという状況にあるとも言い得る。もっとも、現在、特定商取引法の見直しに関し、電話勧誘販売における勧誘に関する規制の在り方について検討されていることから、その状況等を注視しつつ、必要に応じ、検討すべきである。他方、②威迫による勧誘については、「威迫」(脅迫に至らない程度の</p> | <p>【意見】 ○①執拗な電話勧誘については、特定商取引法の見直し論議の検討結果を踏まえたうえで必要に応じて検討する旨の方向性が示されています。同法改正の議論の結果がはっきりとしない現時点で消費者契約法の改正の必要性は無いといった判断はするべきではありません。 ○②「威迫」を追加事由とするとの方向性に賛成しますが、言動を伴わない威迫(例：パソコン画面を通じた威迫)も適用範囲することを求めます。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>人に不安を生じさせる行為)によって消費者が困惑し、契約を締結した場合について、消費者の保護を図る観点から、適用範囲を明確にしつつ取消事由として規定することが適当である。</p> | <p>【理由】 ○②「威迫」には、パソコン画面に警告を表示したり、脅迫めいたことを表示して勧誘する方法もあります。言動を伴わない「威迫」も適用範囲としてください。</p> |
|---|---|

(2) 不招請勧誘 P19～

| <p>本論点のまとめ</p> | <p>COJ 意見</p> |
|--|---|
| <p>ウ いわゆる不招請勧誘について、その不意打ち的な性質から生ずる問題点を踏まえ、消費者契約法に規律を設けることも考えられるが、現在、特定商取引法の見直しに関し、訪問販売及び電話勧誘販売における勧誘に関する規制の在り方について検討されていることから、その状況等を注視しつつ、事例の集積等を待って、必要に応じ、検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○不招請勧誘については、特定商取引法の見直し論議の検討結果を踏まえたうえで必要に応じて検討する旨の方向性が示されています。同法改正の議論の結果がはっきりとしない現時点で消費者契約法の改正の必要性は無いといった判断はするべきではありません。</p> <p>【理由】 ○特定商取引法の見直し議論にて、消費者庁が行ったアンケート調査によれば、訪問販売及び電話勧誘販売に対しては約 96%の人が勧誘を望まないとの調査結果が報告されました。消費者が望んでいない、不意打ち的な事業者の勧誘により契約を締結してしまうという被害を防ぐことが必要ですので、不招請勧誘に関する特定商取引法改正の議論の結果がはっきりとしていない現時点で、消費者契約法の改正の必要性は無いといった判断はするべきではありません。</p> |

(3) 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型 P20～

| <p>本論点のまとめ</p> | <p>COJ 意見</p> |
|---|---|
| <p>ウ 前述のとおり、事業者が消費者の判断力の不足等を利用して不必要な契約を締結させるという事例について、一定の手当てを講ずる必要性があることについては特に異論は見られなかった。その一方で、規定を設けるとしても、適用範囲を明確にしなければ、事業者の事業活動を過度に制約したり、事業活動を委縮させたりすることにもなりかねない。そこで、消費者の置かれた状況や契約を締結する必要性について、一般的・平均的な消費者を基準として判断することや、そのような消費者の状況を事業者が不当に利用</p> | <p>【意見】 ○「事業者が消費者の判断力の不足等を利用して不必要な契約を締結させるという事例」について一定の手当てを講ずる、適用範囲については実例を踏まえて引き続き検討するとの方向性に賛成します。</p> <p>【理由】 ○今回の消費者契約法改正には、高齢化社会をみすえた検討という視点等が含まれていると思います。それを考慮すれば高齢者等に対する「つけ込み型」の不当勧誘事案の被害者救済となる本規定の新設が、今回の法改正</p> |

| | |
|---|--|
| <p>した場合を規律の対象にすることなど、適用範囲の明確化を図りつつ消費者を保護する観点から規定を設けることについて、引き続き実例を踏まえて検討すべきである。</p> | <p>では必要不可欠です。</p> <p>○また、高齢化社会が急速に進むなか、消費者安全法が改正され、消費者安全確保地域協議会が発足し、地域で高齢者等を見守っているという政策が始まっているものの、消費者安全法に契約の取消しなどの民事効はありませんので、消費者契約法にて手当てする必要があります。</p> <p>○適用範囲は実例を踏まえて検討するとなっており、事業者の主観的態様については「不当に利用したこと」とする考え方が示されています。「不当に」との限定は判断が難しくなるので不要だと思います。「利用」だけでよいと思います。</p> <p>○「運命・運勢などの客観的でない効果・効能が問題となる事例」は、これまで、消費生活相談現場では「断定的判断の提供」で対応してきたと思いますので、今後、本規定で救済していくのであれば、消費生活相談の現場の混乱を招くことのないよう、適用規定の変更を最終とりまとめにおいて明確にし、消費者庁の解釈が記載されている逐条解説等を改めてください。</p> |
|---|--|

6. 第三者による不当勧誘（法第5条第1項） P 23～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ 悪質な事例において、契約相手である事業者と勧誘をする第三者との間の委託関係の立証が困難なケースがあることから、委託関係にない第三者による勧誘（この場合の「勧誘」の意義は、現行法のを維持することが考えられる。）であっても、事業者が、当該第三者の不当な勧誘をしたこと及びそれに起因して消費者が誤認又は困惑し意思表示をしていることを知っていた場合に、消費者に取消権を認めることについて、引き続き検討すべきである。また、それを知っていた場合に取消権を認めるとすれば、それを知ることができた場合にも取消権を認めるべきか否かについても併せて検討すべきである。なお、現行法第5条第1項にいう「媒介」の意義については、必ずしも契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行ってい</p> | <p>【意見】</p> <p>○「委託関係にない第三者が不当勧誘を行い、消費者が誤認又は困惑して契約を締結したことを事業者が知っていた場合に消費者に取消権を認める」ことでの引き続きの検討に賛成します。</p> <p>○また、「事業者が第三者の不当勧誘を知ることができた場合」についても適用対象とする方向性での引き続きの検討を求めます。</p> <p>○本論点において「勧誘」の概念を現行法のものとする事、また、「媒介」の意義を解釈変更することに賛成します。「媒介」の意義の変更については、最終とりまとめにおいて明示するとともに、逐条解説等にも明記してください。</p> <p>【理由】</p> <p>○本論点は民法96条第2項（詐欺又は脅迫）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>なくともこれに該当する可能性がある旨を逐条解説等において適切に記載すべきである。</p> | <p>で想定されているケースと利益状況が近似しています。新民法第96条第2項では、「相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り」とされており、表意者（被害者）の利益と相手方の利益との衡量ないし調整という観点から、表意者の取消権が肯定されていますので、本論点において、「事業者が第三者の不当勧誘を知ることができた場合」も、適用対象とすべきです。</p> |
|---|---|

7. 取消権の行使期間（法第7条第1項）

P 24～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ 消費生活相談事例では消費者が相談に来た時点で既に取消権の行使期間を経過しているケースが多数存在することに鑑み、取消権の実効性を確保する観点からは行使期間を適切に伸長することが考えられるが、相手方事業者の取引の安全を図る必要性もあることを踏まえ、引き続き、事例を調査した上で検討すべきである。</p> | <p>【 意見 】 ○取消権の行使期間の伸長については、事例を調査した上での引き続きの検討する旨の方向性が示されていますが、少なくとも、取消権の行使期間を短期3年、長期10年にしてください。</p> <p>【 理由 】 ○一般の消費者は自分が取消権を有していることを自覚していない場合が多いです。また、消費者トラブルにあった恥ずかしさなどに思い悩み躊躇するうちに、6か月が経過してしまうケースは多いのではないのでしょうか。また、不動産の被害事例などでは、契約から5年以上経って不実告知を確信できる場合もあると思います。</p> <p>○民法に規定されている取消権の行使期間とのバランス（現行民法：5年、長期：20年）という観点からも、現行の消費者契約法の取消権の行使期間（短期：6か月、長期：5年）は、短期・長期とも短かすぎます。民法（債権関係）改正の議論において、取消権の行使期間を短縮するという考え方が、被害救済の範囲を狭める等の意見から見送られた経緯も併せて考慮すべきです。</p> |

8. 法定追認の特則

P 25～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| <p>ウ 消費者が、不当勧誘に基づいて契約を締結した後、事業者から求められて代金を支払ったり、事業者から商品を受領したりした場合に一律に法定追認が認められるとすると、</p> | <p>【 意見 】 ○「消費者が取消権を有することを知った後でなければ法定追認の効力が生じない」との特則を設ける方向での、引き続きの検討を求</p> |

| | |
|---|---|
| <p>取消権を付与した意味がなくなりかねない。その一方で、法定追認事由が生じた場合には、契約が取り消されることはない信頼した相手方事業者の取引の安全にも配慮する必要もあると考えられるが、事業者の側に取消原因に当たる不当勧誘行為があることが前提となっていることも考慮する必要がある。以上を踏まえると、消費者契約において特に問題となると考えられるのは民法第125条第1号に掲げられた「全部又は一部の履行」であることから、消費者契約法に基づく取消権との関係では、同号についてのみ、民法の法定追認の規定を適用しないこととするか、あるいは、消費者が取消権を有することを知った後でなければ法定追認の効力が生じないこととするかについて、これらの当否も含め引き続き検討すべきである。</p> | <p>めまず。</p> <p>【理由】</p> <p>○一般消費者は、法律的知識を十分有しているわけではありません。</p> <p>○事業者と締結した契約が、事業者の不当勧誘による取消し可能なケースだとしても、それに気がつく消費者は、ほとんどいないのが現実だと思います。大多数の消費者が、事業者から請求があれば商品・サービスの対価を支払ったり、事業者からサービスの提供を受けてしまうなどして、消費者が知らない間に、法定追認が完成しているのが現状だと思います。また、現状は、事業者が法定追認の状況に消費者を追い込むことが可能です。事業者から「契約締結したでしょう。」と責められたり、「対価を支払って。」と執拗な連絡があれば、契約締結時に住所や電話番号等の個人情報やサービスを渡している経過から、怖くなって商品やサービスの対価を支払ってしまうケースもあります。</p> <p>○実際に、いわゆる易学事件の控訴審判決（大阪高等裁判所 平成16年7月30日判決、消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書裁判例【130】）が、法定追認を理由に消費者取消権の行使はできないとしつつ、公序良俗規定で消費者契約の効力を否定したのは、法定追認という規定の存在が消費者契約で不合理な結論を招来することの証左であると思われるので、消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しについては、法定追認の規定を適用しないという考えに賛成します。</p> <p>○事業者側からすれば、法定追認が不適用となれば、取引の安全が崩壊するとの意見もあるかと思いますが、取消しに該当するような不当な勧誘行為を行わなければよいだけです。</p> |
|---|---|

9. 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果 P 27～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ 消費者契約法に基づいて意思表示を取り消した場合の消費者の返還義務の範囲について、特定商取引法のクーリング・オフをし</p> | <p>【意見】</p> <p>○ 消費者契約法に、消費者が取消権を行使した場合の返還義務の範囲を「現存利益」と</p> |

| | |
|--|---|
| <p>た場合の清算規定を参考に消費者の返還義務の範囲を限定することも考えられるが、消費者契約一般にそのような規律を設けることや、消費者が商品を費消して利益を享受した後に意思表示を取り消して代金の返還を求めることの当否について慎重に検討する必要がある。他方、少なくとも新民法の施行後も消費者が消費者契約法に基づき契約を取り消した場合の返還義務の範囲を引き続き現存利益の限度とするためには、その旨の特則を消費者契約法に設けることが必要と考えられることから、消費者契約法に設けるべき規定の内容について引き続き検討すべきである。</p> | <p>する特則を設けることでの引き続きの検討に賛成します。</p> <p>【理由】 ○消費者が取消権を行使しても、新民法における返還義務の範囲である「原状回復」となると、契約上の対価の支払義務を負担しているのと同じで、消費者は全く救済されません。これでは、不当勧誘行為を行った事業者の「やり得」「利得の押し付け」を許す結果となってしまい、極めて不合理です。</p> |
|--|---|

第4 契約条項

1. 事業者の損害賠償責任を免除する条項（法第8条第1項）

(1) 人身損害の軽過失一部免除条項（第2号及び第4号） P30～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ 身体に生じた損害といってもその内容が様々であることも踏まえると、社会的に有用な事業活動を阻害しないようにする等の観点から、一定の範囲で事業者の免責を認めるべき必要性もあると考えられる。免責を認めるべき必要性は、当該消費者契約の目的・種類・性質・内容その他の事情によって様々であり、免責の内容や態様・程度も様々であることから、人身損害について、こうした要素を考慮した上で無効とする規律とすることのほか、生命に生じた損害については一律に一部免除条項を無効とすることが考えられ、不当条項の類型の追加と合わせ引き続き検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○「生命に生じた損害」については一律に一部免除条項を無効とするとの方向性での引き続きの検討に賛成です。 ○「人身損害」については、一定の要素を考慮したうえで無効とするとの方向性での引き続きの検討に賛成ですが、一定の要素に関しては、消費者利益を最優先に考慮した検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○「生命」は何をもっても代えることはできない法益ですので、一律に一部免除条項を無効とする結論になるのは当然だと思います。</p> |

(2) 「民法の規定による」要件の在り方（第3号及び第4号） P31

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|--|
| <p>ウ 現行法の施行後、法人の不法行為責任等、かつて民法に設けられていた規定が他の法律に規定されるようになったものがあり、「民法の規定による」不法行為責任に限定すべきではないこと等に鑑み、現行法第8条第1項第3号及び第4号の「民法の規定による」という文言は削除することとするのが適</p> | <p>【意見】 ○「民法の規定による」という文言を削除するとの方向性に賛成します。</p> <p>【理由】 ○消費者契約における債務の履行に際してされた事業者の不法行為責任を免除する条項の不当性は、その不法行為が民法の規定に</p> |

| | |
|-------|--|
| 当である。 | よるかどうかによって異なるものではありませんので、「民法の規定による」という文言を削除することに賛成します。 |
|-------|--|

2. 損害賠償額の予定・違約金条項（法第9条第1号）

(1) 「解除に伴う」要件の在り方 P 3 1～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|---|
| <p>ウ 損害賠償額の予定をすることによって事業者が不当な利得を得るべきではないことは、契約の解除に伴わない場合においても同様と考えられること、特に消費貸借における期限前弁済については、実質的に契約を終了させる点で契約の解除の場合と差異がなく、約定利息相当額又は利息制限法所定の利率を超える利息相当額を予定している場合には現行法第 10 条により無効となるという裁判例もある。これらを踏まえ、契約の解除に伴わない損害賠償額の予定条項についても、実質的に契約が終了する場合には規律の対象となるよう規定を見直すことを検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○契約の解除を伴わない損害賠償額の予定条項についても、実質的に契約が終了する場合には消費者契約法9条1号の対象となるよう規律を見直すとの検討の方向性に賛成します。</p> <p>【理由】 ○消費者契約法9条1号の趣旨が高額な損害賠償額の予定や違約金により消費者が不当な出捐を強いられるのを避ける点にあることからすると、契約の解除に伴う場合に限定する合理的な理由はありません。</p> |

(2) 「平均的な損害の額」の立証責任 P 3 3～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|---|
| <p>ウ 損害賠償額の予定又は違約金として定められた額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えることの立証のために必要な資料は、主として事業者が保有していると考えられることからすると、その立証責任を事業者に転換することも考えられるが、企業活動の実態に関する証拠を提出することによる企業秘密に対する影響や、証拠の収集・保存や訴訟における立証等において事業者が生じるコストにも配慮する必要がある。現行法の下で、最高裁は、消費者に立証責任があるとした上で、事実上の推定が働く余地があるとしていることからすると、同種事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分が立証されれば、それから当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を推認することができる場合もあると考えられる。この点を踏まえ、消費者の立証の困難性を緩和するため、同種事業者が生ずべき平均的な</p> | <p>【意見】 ○「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超えないことについて、「事業者が立証責任を負う」という規律を設けることでの再検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○「当該事業者が生ずべき平均的な損害」は、通常、当該事業者にしか知り得ないものなので、立証責任は事業者が負うのが当然だと思います。不実証広告規制が導入されている景品表示法では、行政でさえ立証の困難さから、立証責任の転換を行った経過があることを考慮すれば、消費者契約法において立証責任を事業者に転換してもよいのではないかと思います。</p> <p>○「消費者の立証の困難性を緩和するため、同種事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分と推定する規定を</p> |

| | |
|--|---|
| <p>損害の額を超える部分を当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分と推定する規定を設けることを含め、検討すべきである。</p> | <p>設ける」との検討の方向性が示されています。同種事業者より相対的に高水準の違約金等の条項を有する事業者に対しては、実質的に消費者の立証責任の軽減となる場合もあります。一方、例えば、当該業種に属する多くの事業者が、平均行損害を超えるような高額な違約金を定めた標準約款等に準拠していた場合などは、事業者がこの規定を盾に平均的損害を超えていないと推定すべきと主張することが懸念されます。この点もふまえ、慎重な検討が必要だと思います。</p> |
|--|---|

3. 消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）

(1) 前段要件 P35～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|---|
| <p>ウ 最高裁判決を踏まえ、当該条項がない場合と比べて消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものかどうかを判断するという規律とすることが適当であり、具体的な規定の在り方について引き続き検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○最高裁判所の判示をふまえた消費者契約法10条の前段要件することでの、具体的な規定の在り方の引き続きの検討に賛成します。</p> <p>【理由】 ○最高裁判所の判例（平成23年7月15日金融・商事判例1372号）は、「ここにいう任意規定には、明文規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である」としました。消費者契約法10条の前段要件については、最判の判示を踏まえ、「消費者契約の条項であって、当該条項がない場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するもの」との規定の在り方にしてください。</p> |

(2) 後段要件 P35～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ 契約条項が平易かつ明確でないことは、消費者に不利益をもたらすおそれがあるとともに、消費者に不利な条項を隠蔽する余地を残すもので問題があるものの、後段要件の考慮要素として明記することについては、契約条項が平易かつ明確でありさえすれば内容が不当であっても有効になり得るという、その趣旨とは違った理解がされかねないと</p> | <p>【意見】 ○消費者契約法10条の後段要件は、最高裁判所の判旨に適合した条文内容への改正の必要性と改正の考え方を最終とりまとめに明記するとともに、それに対応した逐条解説等の改定が必要です。</p> <p>【理由】 ○最高裁判所の判例（平成23年7月15日</p> |

| | |
|--|--|
| <p>いった懸念も示されたこと等を踏まえ、条項使用者不利の原則等において検討することとし、現行法の後段要件は特に見直さないのが適当である。また、後段要件に規定する信義則に反するかどうかについて、法の趣旨・目的に照らして判断されるべきことについて、逐条解説等において明確にすべきである。</p> | <p>金融・商事判例 1372 号) は、消費者契約法 10 条の後段要件について「当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法 1 条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。」としました。したがって、消費者契約法 10 条後段要件は、最高裁判所の判旨に適合した条文内容に改正すべきです。合わせてその条文の考え方を最終とりまとめで記述するとともに、法改正後は逐条解説等への明記も必要不可欠です。</p> |
|--|--|

4. 不当条項の類型の追加 P 36～

(1) 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項 P 37

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---|---|
| <p>ウ ①消費者の解除権・解約権を放棄させる条項については、解除権・解約権を制限する条項との区別を明確にした上で、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討すべきである。その際、放棄させようとしている解除権・解約権として、解釈上認められるものも含めるか、法律の明文で認められるものに限るかについても、これらを区別する理由とともに、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。②消費者の解除権・解約権を制限する条項については、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。その際には、当該条項が法第 10 条後段の要件に当たる場合に無効と</p> | <p>【意見】 ○「①消費者の解除権・解約権を放棄させる条項」を、法律上及び解釈上とも例外なく無効とする規定を設けるとの方向性での引き続きの検討に賛成します。 ○「②消費者の解除権・解約権を制限する条項」については、原則無効とし、合理的な理由がある場合に例外的に有効とするとの検討の方向性に賛成します。なお、当該条項を設ける合理的な理由の有無等や当該条項の内容の相当性についての立証責任は事業者に課すべきです。</p> <p>【理由】 ○民法等で認められた消費者の解除権は、事業者が債務を履行しない場合等において消費者が契約から離脱することを可能とする重要な権利です。かかる解除権を排除したり制限する契約条項は、消費者の重要な権利を奪うものであり、典型的に信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項であると考えられます。 実際上も一般社会で使用されている契約書には、「いかなる理由があっても契約の解除は一切認めません」といった事業者の債務</p> |

| | |
|--|---|
| <p>するという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。</p> | <p>不履行を理由とする解除をも一切否定する契約条項が現に存在していますので、そのような契約条項（解釈上においても消費者の解除権・解約権を放棄させる条項）も法的に無効であることを明確にする必要性があります。</p> <p>○消費者の解除権・解約権を制限する条項については多様なものが考えられます。個々の規定について合理性を判断する他ないので、原則無効としたうえで、当該条項を設ける合理的な理由の有無や相当性等について、事業者が明らかにした場合（事業者立証責任）に有効としてください。</p> |
|--|---|

(2) 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項 P 39～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ 事業者本来認められない解除権・解約権を付与し又は事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項についても、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。その際には、当該条項が法第 10 条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。</p> | <p>【 意見 】</p> <p>○「事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し」又は「当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項」については、原則無効としつつ、合理的な理由がある場合に例外的に有効とするとの検討の方向性に賛成します。なお、当該条項を設ける合理的な理由の有無や当該条項の内容の相当性についての立証責任は事業者に課すべきです</p> <p>【 理由 】</p> <p>○事業者民法等の規定に基づかない解除権・解約権を付与する契約条項や解除権・解約権の要件を緩和する契約条項は、事業者に対する契約責任を一方的に消滅させることや緩和することを許容する規定なので、典型的に信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項であると考えられます。原則無効としたうえで、当該条項を設ける合理的な理由の有無や相当性等について、事業者が明らかにした場合（事業者立証責任）に有効としてください。</p> |

(3) 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項 P 40～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|---------|--------|
|---------|--------|

| | |
|--|---|
| <p>ウ 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項についても、どのような場合に当該条項を無効とする規定を設けるのが適切かについて、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、引き続き検討すべきである。その際には、当該条項が法第 10 条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○消費者の一定の作為又は不作為をもって意思表示があったものと擬制する条項を原則無効としつつ、合理的な理由がある場合には例外的に有効とするとの検討の方向性に賛成します。なお、当該条項を設ける合理的な理由の有無等や当該条項の内容の相当性についての立証責任は事業者に課すべきです。</p> <p>【理由】 ○消費者が何も意思表示をしていないのにもかかわらず一定の作為又は不作為をもって当該意思表示を擬制する条項は、消費者の真意に反する法律効果が擬制された場合には、当該消費者に予期せぬ不利益を与えることとなります。</p> <p>また、実際にも、「開封したら契約条件を承諾したものとみなす。」といった事例におけるトラブル事案や、「無料お試し」「無料キャンペーン」「無料体験」等と謳って申込手続をさせ、その後に消費者が積極的に解約手続を（解約手続に関する説明が無いもしくは不十分、解約可能な期間が短い、解約方法についてハードルを高く設定してあるといった事例）を行わない限り、契約締結の意思があるとみなして有償契約に移行するというトラブル事案が発生しています。</p> |
|--|---|

(4) 契約文言の解釈権限を事業者のみに付与する条項、及び、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項 P 41～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ ①解釈権限付与条項については、②決定権限付与条項との区別を明確にすることができるか否かを踏まえた上で、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項を無効にすることとしたときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、これを例外なく無効とする規定を設けることについて、引き続き検討すべきである。</p> <p>②決定権限付与条項については、当該条項が消費者に与える不利益のほか、当該条項の実務上の必要性やこれを無効にすることとし</p> | <p>【意見】 ○「①解釈権限付与条項」を例外なく無効とする規定を設けるとの方向性での引き続きの検討を求めます。</p> <p>○「②決定権限付与条項」については、原則無効としつつ、合理的な理由がある場合には例外的に有効とするとの検討の方向性に賛成します。なお、当該条項を設ける合理的な理由の有無等や当該条項の内容の相当性についての立証責任は事業者に課すべきです。</p> <p>【理由】</p> |

| | |
|---|--|
| <p>たときに実務にどのような影響が生じるかなどを勘案しつつ、一定の場合には当該条項を無効とする規定を設けることも含め、引き続き検討すべきである。また、その場合には、当該条項が法第 10 条後段の要件に当たる場合に無効とするという考え方、及び、当該条項を原則として無効としつつ、当該条項を定める合理的な理由がありそれに照らして内容が相当である場合には例外的に有効とするという考え方のほか、当該条項を設ける合理的な理由の有無・内容や、当該条項の内容の相当性についての立証責任を事業者だけに課すものではないこととする考え方も含めて、検討すべきである。</p> | <p>○契約当事者間で契約内容や契約適合性の理解に差異が生じた場合、本来、それらの確定は裁判所によってなされるべきものです。ところが、「①解釈権限付与条項」は、契約の一方当事者が他方当事者に対する自らの法的責任の存否や契約内容を自らの意思で決定できることになる点において、典型的に信義則に反して消費者の利益を一方向的に害する契約条項であると考えられます。</p> <p>○契約の一方当事者である事業者に権利義務の発生要件該当性やその内容の決定権限を一方向的に委ねる「②決定権限付与条項」は、本来、契約当事者は自ら合意していない契約内容について拘束されるものではないことを考慮すれば、正当化できないと思われます。原則無効としたうえで、当該条項を設ける合理的な理由の有無や相当性等を事業者が明らかにした場合（事業者に立証責任）に有効としてください。</p> |
|---|--|

(5) サルベージ条項 P 4 2 ~

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ サルベージ条項を無効とする規定を設けることについては、問題となった実例等を調査した上で、引き続き検討すべきである。</p> | <p>【 意見 】 ○サルベージ条項については、例外なく無効である旨の規定を設けてください。</p> <p>【 理由 】 ○サルベージ条項は、事業者が強行法規に違反しない限界まで権利を拡張し義務を免れうることを内容としているものです。例えば「事業者は法律で許容される範囲で一切責任を負いません。」とのサルベージ条項において、消費者が「事業者が責任を負わない範囲」を想定することは、ほとんど無理だと思えます。</p> <p>○仮にサルベージ条項を有効としてしまうと、事業者が消費者に対して、契約条項が無効となる範囲を示すように迫ることも考えられます。また、契約条項の平易明確化という視点においても、事業者にインセンティブが働かなくなるという問題もあります。</p> <p>○「問題となった実例等を調査」とありますが、サルベージ条項を現に使用している事業者の PIO-NET 情報を閲覧するなどして、消</p> |

| | |
|--|-----------------------------|
| | 費者庁においてトラブル実態を確認することが効率的です。 |
|--|-----------------------------|

第5 その他の論点

1. 条項使用者不利の原則 P 4 4 ~

| 本論点まとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ 事業者は、自ら契約条項を準備し使用している以上、できる限りその内容を明確にすべきであり、条項が多義的であることによるリスクは事業者が負うことが公平に合致すると考えることもできるところ、この問題は、特に、不特定多数の者を相手方として用いられる定型約款（新民法第 548 条の 2 第 1 項）で顕著に現れるものと考えられる。そこで、消費者契約に該当する定型約款の条項について、契約によって企図した目的、慣習及び取引慣行等を斟酌しながら解釈により合理的にその意味を明らかにすることがまずは試みられるべきであるが（これを契約解釈の方法として一般的に認められるものという意味で「通常の方法による解釈」と呼ぶことも可能であると思われる。）、それでもなお複数の解釈が可能であるときは、事業者（定型約款準備者）にとって不利に解釈しなければならないとする規律を設けることが考えられる。なお、定型約款に限らず、事業者によって一方的に準備作成された条項や個別交渉を経なかった条項についても適用すべきとの意見もあったことも踏まえ、これらについて、引き続き検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○定型約款に限らず、事業者によって一方的に準備作成された条項や個別交渉を経なかった条項についても、条項使用者不利の原則の規律を設けることでの引き続きの検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○契約条項の不明確さゆえに、合理的な意思解釈を尽くしても、なお複数の解釈の可能性が残り、契約条項の内容を確定できないというケースは定型約款に限らないと思います。個別契約条項においても、複数の解釈が可能な場合もあると思います。契約条項を作成するのは事業者です。複数の解釈が可能な条項は、そもそも作成するべきではありません。</p> |

2. 抗弁の接続／複数契約の無効・取消し・解除 P 4 5 ~

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|---|
| <p>ウ 以上を踏まえ、契約は当事者以外に効力を及ぼすことはできないという原則の例外を設けることとなり、要件を慎重に検討する必要があること、法第 5 条によって対処できる場合もあることを踏まえ、また、関係法令の運用や改正の動向、裁判例や消費生活相談事例の状況も見定めながら、必要に応じ、検討すべきである。</p> | <p>【意見】 ○「抗弁の接続」については、関係法令の運用や改正の動向、裁判例や消費生活相談事例の状況も見定めながら、必要に応じ、検討するとの方向性に反対しません。 ○「複数契約の無効・取消し・解除」については、引き続きの検討を求めます。</p> <p>【理由】 ○「抗弁の接続」については、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>告書において、「マンスリークリア取引を抗弁接続等の民事ルールの対象とすることは適切ではない」とされたことから、本論点における必要に応じ、検討するとの方向性には反対しません。</p> <p>○例えば、「屋内プールを含むスポーツ施設を利用することを主要な目的としたリゾートマンション区分所有権売買契約」、「A B間（Aは高齢者）のマンション売買契約とA C間のライフケアサービス契約及びA D間のケアホテル会員契約」など、複数契約が結合した取引形態の増加に伴って、消費者トラブルも発生しています。</p> <p>このような取引社会の実状を踏まえると、取引の目的や当事者らの認識において、相互に密接に関連づけられた契約群であると評価できるような複数契約の場合には、全体として契約の無効・取消・解除を主張できるような法規範を設けることが、取引の実態、当事者らの認識、法律関係の明確化、という観点にも合致すると考えられます。</p> |
|--|--|

3. 継続的契約の任意解除権 P 47～

| 本論点のまとめ | COJ 意見 |
|--|--|
| <p>ウ 以上を踏まえ、継続的役務受領型契約と継続的商品購入型契約との異同やどの程度の期間の契約を念頭に置くかなど、消費者契約一般に通用する規律の内容としてどのようなものが適当か慎重に検討する必要がある。関係法令の運用、裁判例や消費生活相談事例の状況も見定めながら、必要に応じ、検討すべきである。</p> | <p>【意見】</p> <p>○「継続的契約の任意解除権」について規定を設けてください。</p> <p>【理由】</p> <p>○ 継続的契約には、契約期間が長期に渡ること、実際に商品・役務を確認してみないと内容や質が判断できないこと、支払合計額が高額になることなどの特徴があります。契約期間中において、その内容等に不満をもっても解約できず、希望しない契約に拘束されるのは消費者にとって大きな不利益です。</p> |

以上

<本件の問い合わせ先>

消費者機構日本 専務理事：磯 辺 浩 一

TEL : 03-5212-3066、FAX : 03-5216-6077、e-mail : isobe@coj.gr.jp